

名古屋市公報	令和 4年 7月 6日 第159号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政部法制課長	

目次	ページ
告 示	
○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更案について	
(緑土・都市農業課) (第406号)	4
○ 開発行為に関する工事の完了	
(住都・開発指導課) (第407号)	6
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可	
(緑土・緑地事業課) (第408号)	7
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧	
(緑土・緑地事業課) (第409号)	8
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	
(緑土・緑地管理課) (第410号)	9
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	
(健福・保護課) (第411号)	11
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	
(健福・保護課) (第412号)	12
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	
(健福・保護課) (第413号)	18
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	
(健福・保護課) (第414号)	19
○ 市民緑地の位置及び区域の変更について	
(緑土・緑地維持課) (第415号)	21
○ 名古屋市営路外駐車場の指定管理者の公募	
(住都・交通企画課) (第416号)	23
○ 市営住宅定期入居希望者の公募について	
(住都・住宅管理課) (第417号)	25
○ 指定納付受託者の指定	
(観光・名古屋城総合事務所) (第418号)	28
選挙管理委員会告示	
○ 各種直接請求等に必要な数について	(第4号) 29
名 教 委 教 訓 令	
○ 教育次長以下代決規程の一部改正	(第3号) 31
交 通 局 管 理 規 程	
○ 名古屋市交通局事務分掌規程の一部改正	(第21号) 32

公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	33
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	36
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	39
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	41
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	43
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	45
雑	報	
○ 職員の懲戒処分	(市会・総務課)	47

名 教 委 教 訓 令 の あ ら ま し

○ 教育次長以下代決規程の一部を改正する規程（第 3号）

1 改正内容

教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）の改正に伴い、規定を整理します。（別表第 2関係）

2 施行期日

令和 4年 7月 1日から施行します。

名古屋市告示第 406号

名古屋農業振興地域整備計画の変更案について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しますので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項において準用する同法第11条第 1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次のとおり縦覧に供します。

なお、名古屋市の住民で、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見がある者は、令和 4年 7月27日までに市に意見書を提出することができます。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果と併せて、後日公告します。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和 4年 7月27日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和 4年 6月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 農業振興地域整備計画変更案概要

(1) 農用地利用計画のうち農用地区域から除外する農地

名古屋市中川区水里三丁目 215番 1

(2) 農用地利用計画のうち農用地区域へ編入する土地

該当なし

2 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧期間

令和 4年 6月27日から同年 7月27日まで

3 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由
の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局都市農業課

(名古屋市役所西庁舎 5階)

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 407号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 4年 6月27日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 3年11月 1日 3指令住開指第68号	名古屋市港区藤高三丁 目11番外 1筆	名古屋市中川区中島新町 四丁目2101番地（秀 301 号） 新原健太
令和 3年 6月21日 3指令住開指第30号	名古屋市緑区姥子山一 丁目1741番 1外 2筆	愛知県尾張旭市三郷町栄 67番地 1 株式会社エステイト・サ クシード 代表取締役 河田眞滋
令和 3年11月18日 3指令住開指第77号	名古屋市南区天白町 1 丁目29番 2外 8筆	愛知県岡崎市羽根町字陣 場 303番地 アップウィッシュ株式会 社 代表取締役 近藤隆仁

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 408号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 4年 6月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 6・5・1号瑞穂公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

6・5・1号瑞穂公園

名古屋市瑞穂区田辺通 3丁目及び 4丁目、豊岡通 3丁目、萩山町 3丁目及び 4丁目、瑞穂町字下内田、師長町並びに山下通 5丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 409号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 4年 6月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 6・5・1号瑞穂公園に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 4年 6月28日から令和 8年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 410号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 4年 6月29日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

西新外公園	守山区大字下志段味字西新外	図面守山 120 の区域	令和 4年 4 月 5日
-------	---------------	-----------------	-----------------

」

を

「

西新外公園	守山区大字下志段味字西新外	図面守山 120 の区域	令和 4年 4 月 5日
所下北公園	守山区大字上志段味字東山	図面守山 121 の区域	令和 4年 7 月 1日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 4年 7月 1日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 411号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 6月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
グループホーム悠々	名古屋市名東区高針荒田1011番地	令和 4年 4月18日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 412号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 6月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社笑美
介護事業者の所在地		名古屋市港区秋葉三丁目 115番地
介護事業所の名称	旧	介護笑美
	新	訪問介護笑美
介護事業所の所在地		名古屋市港区小碓二丁目 227番地
変 更 年 月 日		令和 4年 5月 1日

介護事業者の名称		医療法人並木会
介護事業者の所在地		名古屋市天白区荒池二丁目1217番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーション平針なみき
介護事業所の所在	旧	名古屋市天白区荒池二丁目1101番地

地	新	名古屋市天白区荒池二丁目1217番地
変 更 年 月 日	令和 4年 5月 1日	

介護事業者の名称	ファミリー・ホスピス株式会社	
介護事業者の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目 3番 1号	
介護事業所の名称	ケアコール野並	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区野並三丁目 235番地
	新	名古屋市天白区野並三丁目 250番地
変 更 年 月 日	令和 4年 4月 2日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	旧	N e x W e l クリニック大名古屋ビル皮膚科
	新	笑顔のおうちクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	
変 更 年 月 日	令和 4年 3月 1日	

介護事業所の名称	木の香往診クリニック中川	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区山王三丁目13番15号
	新	名古屋市中川区五月通 2丁目37番地
変 更 年 月 日	令和 4年 6月 1日	

介護事業者の名称	ファミリー・ホスピス株式会社	
介護事業者の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目 3番 1号	
介護事業所の名称	ナースコール野並	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区野並三丁目 235番地
	新	名古屋市天白区野並三丁目 250番地
変 更 年 月 日	令和 4年 4月 2日	

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	N e x W e l クリニック名古屋ビル皮膚科
	新	笑顔のおうちクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	
変 更 年 月 日	令和 4年 3月 1日	

介護事業所の名称	木の香往診クリニック中川	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区山王三丁目13番15号
	新	名古屋市中川区五月通 2丁目37番地
変 更 年 月 日	令和 4年 6月 1日	

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	ちくさ調剤薬局	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区末盛通 1丁目 9番地の 3
	新	名古屋市中川区末盛通 1丁目17番地
変 更 年 月 日	令和 4年 5月 6日	

介護事業所の名称	旧	N e x W e l クリニック名古屋ビル皮膚科
	新	笑顔のおうちクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	
変 更 年 月 日	令和 4年 3月 1日	

介護事業所の名称	木の香往診クリニック中川	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区山王三丁目13番15号
	新	名古屋市中川区五月通 2丁目37番地
変 更 年 月 日	令和 4年 6月 1日	

5 通所介護

介護事業者の名称		株式会社ウッドヴェル
介護事業者の所在地		名古屋市港区小碓二丁目 289番地
介護事業所の名称	旧	ウッドヴェル小碓
	新	ウッドヴェル
介護事業所の所在地		名古屋市港区小碓二丁目 289番地
変更年月日		令和 4年 1月 1日

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		社会福祉法人A J U自立の家
介護事業者の所在地		名古屋市昭和区恵方町 2丁目15番地
介護事業所の名称		マイプラン・ケアマネジメントセンター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区明月町 2丁目33番地の 2
	新	名古屋市昭和区松風町 2丁目28番地
変更年月日		令和 4年 4月11日

介護事業者の名称		エルシェア株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区田辺通 3丁目27番地
介護事業所の名称		ケアプランセンター陽明
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区陽明町 2丁目31番地
	新	名古屋市瑞穂区田辺通 3丁目27番地
変更年月日		令和 4年 1月 1日

7 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社笑美
介護事業者の所在地		名古屋市港区秋葉三丁目 115番地
介護事業所の名称	旧	介護笑美
	新	訪問介護笑美
介護事業所の所在地		名古屋市港区小碓二丁目 227番地

変 更 年 月 日	令和 4年 5月 1日
-----------	-------------

介 護 事 業 者 の 名 称	医療法人並木会
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市天白区荒池二丁目1217番地
介 護 事 業 所 の 名 称	ヘルパーステーション平針なみき
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市天白区荒池二丁目1101番地
	新 名古屋市天白区荒池二丁目1217番地
変 更 年 月 日	令和 4年 5月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称	ファミリー・ホスピス株式会社
介 護 事 業 者 の 所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目 3番 1号
介 護 事 業 所 の 名 称	ケアコール野並
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市天白区野並三丁目 235番地
	新 名古屋市天白区野並三丁目 250番地
変 更 年 月 日	令和 4年 4月 2日

8 生活支援型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社笑美
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市港区秋葉三丁目 115番地
介 護 事 業 所 の 名 称	旧 介護笑美
	新 訪問介護笑美
介 護 事 業 所 の 所 在 地	名古屋市港区小碓二丁目 227番地
変 更 年 月 日	令和 4年 5月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称	医療法人並木会
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市天白区荒池二丁目1217番地
介 護 事 業 所 の 名 称	ヘルパーステーション平針なみき
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市天白区荒池二丁目1101番地

地	新	名古屋市天白区荒池二丁目1217番地
変 更 年 月 日	令和 4年 5月 1日	

9 予防専門型通所サービス

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社ウッドヴェル
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市港区小碓二丁目 289番地
介 護 事 業 所 の 名 称	旧	ウッドヴェル小碓
	新	ウッドヴェル
介 護 事 業 所 の 所 在 地		名古屋市港区小碓二丁目 289番地
変 更 年 月 日		令和 4年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 413号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 6月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
アースサポート名古屋	名古屋市昭和区鶴舞四丁目10番13号	令和 4年 6月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 414号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 6月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
新生会第一病院	名古屋市瑞穂区玉水町 1丁目 3番地 の 2	平成30年 4月30日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
新生会第一病院	名古屋市瑞穂区玉水町 1丁目 3番地 の 2	平成30年 4月30日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
新生会第一病院	名古屋市瑞穂区玉水町 1丁目 3番地 の 2	平成30年 4月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 415号

市民緑地の位置及び区域の変更について

平成29年名古屋市告示第 241号の一部を次のように変更します。

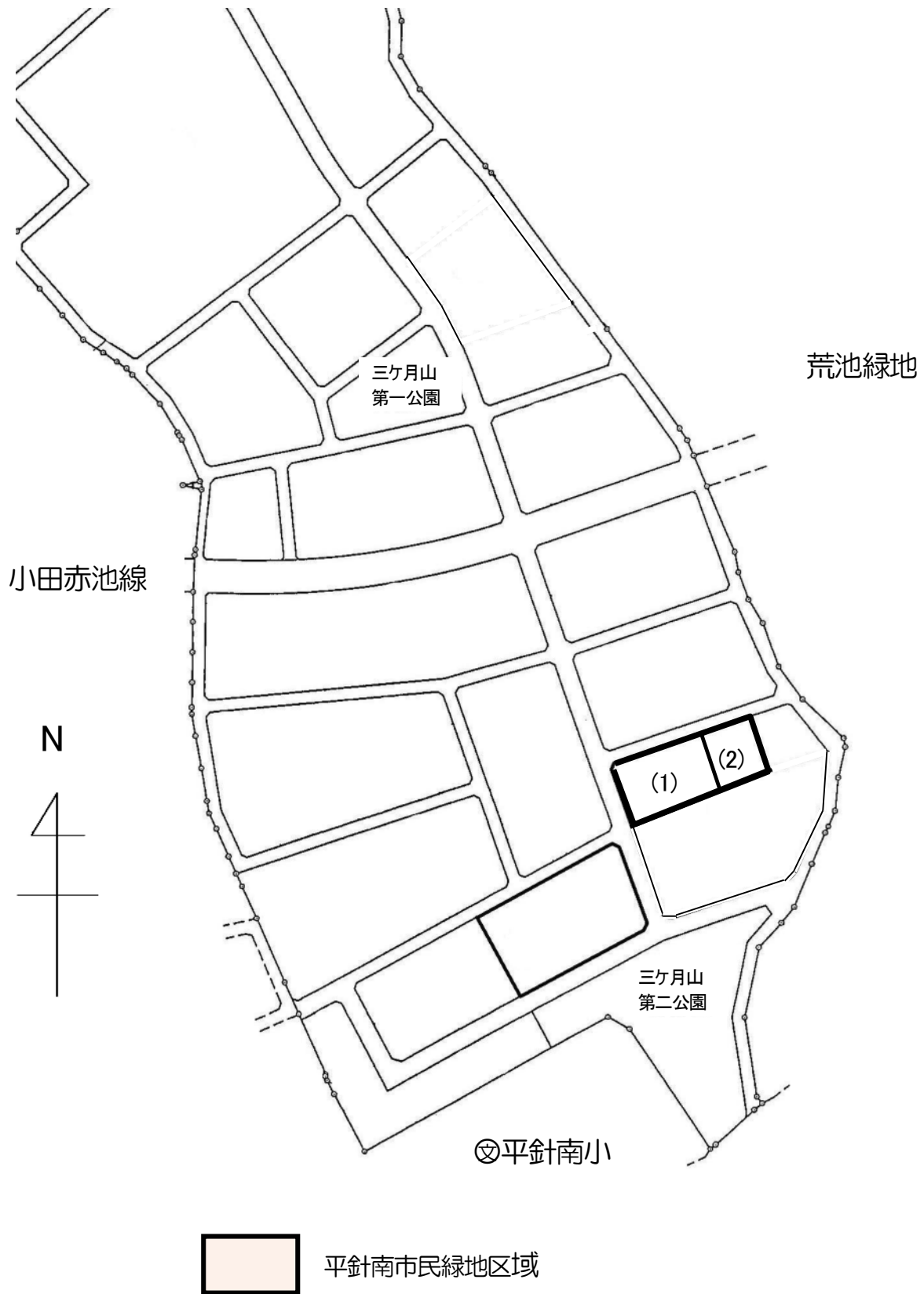
令和 4年 6月30日

名古屋市長 河 村 た か し

2 市民緑地の位置及び区域について「(3) 天白区平針南四丁目 809番地」
を削除し、別図を次のように変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

別図



名古屋市告示第 416号

名古屋市営路外駐車場の指定管理者の公募

名古屋市営路外駐車場条例（昭和41年名古屋市条例第44号）第13条第 1項の規定により、名古屋市営路外駐車場の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 7月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

- ア 名古屋市営久屋駐車場
- イ 名古屋市営大須駐車場
- ウ 名古屋市営古沢公園駐車場

(2) 所在地

- ア 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
- イ 名古屋市中区大須三丁目14番12号
- ウ 名古屋市中区金山一丁目 3番 1号

2 業務の範囲

- (1) 駐車場を一般の利用に供すること。
- (2) 料金の収納に関すること。
- (3) 駐車場の維持管理及び修繕に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和 8年 3月31日までの 3年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000153823.html>

(2) 申請書類の受付

ア 受付方法

申請しようとする日の前日までに、(3) の問合せ先へ電話予約のうえ持参してください。

イ 参加表明時書類の受付期限

令和 4年 7月29日（金）午後 5時15分

ウ 指定申請時書類の受付期限

(ア) 名古屋市営大須駐車場及び名古屋市営古沢公園駐車場

令和 4年 8月12日（金）午後 5時15分

(イ) 名古屋市営久屋駐車場

令和 4年 8月19日（金）午後 5時15分

(3) 問合せ先

名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2774

ファクシミリ番号 052-972-4170

電子メールアドレス a2728@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課

名古屋市告示第 417号

市営住宅定期入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 4年 7月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 申込みの資格

- (1) 申込みをした日において申込者本人の年齢が45歳未満であること。
- (2) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (4) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (8) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第

1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3 年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5条第 2項で定める者にあつては 5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和 4年 7月26日（火）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和 4年 7月26日（火）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和 4年 7月26日（火）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 4年 8月 5日（金）の

午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社定期入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

- (ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課
- (イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 4年 8月 5日（金）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

- (ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課
令和 4年 8月 8日（月）午前 8時45分から
ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。
- (イ) 住まいの窓口
令和 4年 8月 6日（土）午前10時00分から
ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 18戸

改良住宅

空家住宅 2戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 418号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 4年 7月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定納付受託者の名称
アソビュー株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都渋谷区神宮前二丁目 7- 7
AURORAビル 3階
- 3 指定納付受託者に納入させる歳入
名古屋城観覧料
- 4 指定納付受託者に指定した日
令和 4年 7月 1日

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課

名古屋市選挙管理委員会告示第4号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和4年6月27日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,852 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,571 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,729 人	熱 田 区	18,318 人
東 区	22,483 人	中 川 区	60,172 人
北 区	45,516 人	港 区	38,585 人
西 区	41,186 人	南 区	37,132 人
中 村 区	37,885 人	守 山 区	47,714 人
中 区	25,077 人	緑 区	67,112 人
昭 和 区	28,736 人	名 東 区	43,598 人
瑞 穂 区	29,874 人	天 白 区	43,744 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

315,428 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名教委教訓令第 3 号

事 務 局
各 公 所

教育次長以下代決規程（平成12年名教委教訓令第 2 号）の一部を次のように
改正する。

令和 4 年 6 月 30 日

名古屋市教育委員会教育次長 太 田 宜 邦

別表第 2 教育センター所長の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とする。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第 21 号

名古屋市交通局事務分掌規程（昭和 32 年名古屋市交通局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 30 日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第 14 条の 2 の表名城線北部駅務区の部栄管区駅担当の項中「、市役所」を削り、同表名城線南部駅務区の部名古屋大学管区駅担当の項中「、新瑞橋」を削り、同表桜通線駅務区の部今池管区駅担当の項中「、丸の内」を削り、同部桜本町管区駅担当の項中「、徳重」を削る。

第 17 条第 2 項の表名城線運転区の項中「平安通」の次に「、市役所」を加え、「瑞穂運動場東」の次に「、新瑞橋」を加え、同表鶴舞線運転区の項中「浄心」の次に「、丸の内」を加え、同表桜通線運転区の項中「野並」の次に「、徳重」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。
（乗務員等組長規程の一部改正）
- 2 乗務員等組長規程（平成 6 年名古屋市交通局管理規程第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表駅務区の部名城線北部の項中「6 組」を「5 組」に改め、同部名城線南部の項中「16 組」を「15 組」に改め、同部桜通線の項中「14 組」を「12 組」に改める。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年6月28日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン名古屋東店

名古屋市名東区猪子石原二丁目1701番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所
イオンリテ ールストア (株)	代表取締役 西松 正人	千葉県美浜 区中瀬一丁 目 5番地 1	変更なし	代表取締役 井出 武美	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	
1	イオンリテ ールストア (株)	代表取締役 西松 正人	千葉県美浜 区中瀬一丁 目 5番地 1	変更なし	代表取締役 井出 武美	変更なし	令和 2年 3月 1日
2	パレモ・ホ ールディン グス(株)	代表取締役 吉田 馨	名古屋市中 村区名駅五 丁目27番13 号	—	—	—	令和 3年 1月 31日

3	(株)ヤマダ電機	代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町 1番 1号	—	—	—	令和 2年 9月 30日
4	—	—	—	(株)ヤマダデンキ	代表取締役 小林 辰夫	群馬県高崎市栄町 1番 1号	令和 2年 10月 1日
5	(株)ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山 717番地 1	変更なし	変更なし	山口県山口市佐山 10717番地 1	令和 2年 7月 17日

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 2年 3月 1日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者及びNo. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (2) No. 2及びNo. 3の小売業者については、退店のため
- (3) No. 4の小売業者については、入店のため
- (4) No. 5の小売業者については、住所変更のため

5 届出の日

令和 4年 6月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 6月28日から同年10月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4 年 10 月 28 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年6月28日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン名古屋東店

名古屋市名東区猪子石原二丁目1701番地

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
屋上駐車場	280台	変更なし
地下駐車場	219台	234台
第1駐車場	139台	変更なし
第3駐車場	15台	—
計	653台	653台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
屋上駐車場	午前 7時30分から 午後10時00分まで	変更なし
地下駐車場	午前 7時30分から 午後10時30分まで	
第1駐車場	午前 7時30分から	変更なし
第3駐車場	午後10時00分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	2箇所	変更なし
出口	4箇所	3箇所
出入口	1箇所	—
計	7箇所	5箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 5年 2月23日

4 変更しようとする理由

当該駐車場の地権者へ土地を返却するため

5 届出の日

令和 4年 6月22日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

名東区役所情報コーナー、千種区役所情報コーナー及び守山区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 6月28日から同年10月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4 年 10 月 28 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年6月29日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら篠原橋東店

名古屋市中川区清川町1丁目1番4 ほか1筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所
㈱しまむら	代表取締役 北島 常好	さいたま市 北区宮原町 二丁目19番 4号	変更なし	代表取締役 鈴木 誠	さいたま市 大宮区北袋 町一丁目 602番 1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所
㈱しまむら	代表取締役 北島 常好	さいたま市 北区宮原町 二丁目19番 4号	変更なし	代表取締役 鈴木 誠	さいたま市 大宮区北袋 町一丁目 602番 1号

3 変更の日

(1) 代表者については、令和 2年 2月21日

(2) 住所については、令和 3年 1月24日

4 変更した理由

代表者及び住所変更のため

5 届出の日

令和 4年 6月17日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 6月29日から同年10月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年10月31日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年6月29日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら水広下店

名古屋市緑区水広二丁目 515番

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所
㈱しまむら	代表取締役 北島 常好	さいたま市 北区宮原町 二丁目19番 4号	変更なし	代表取締役 鈴木 誠	さいたま市 大宮区北袋 町一丁目 602番 1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所
㈱しまむら	代表取締役 北島 常好	さいたま市 北区宮原町 二丁目19番 4号	変更なし	代表取締役 鈴木 誠	さいたま市 大宮区北袋 町一丁目 602番 1号

3 変更の日

(1) 代表者については、令和 2年 2月21日

(2) 住所については、令和 3年 1月24日

4 変更した理由

代表者及び住所変更のため

5 届出の日

令和 4年 6月17日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 6月29日から同年10月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年10月31日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年6月29日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら守山店

名古屋市守山区下志段味字北荒田2340番 1 ほか 3筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
㈱しまむら	代表取締役 北島 常好	さいたま市 北区宮原町 二丁目19番 4号	変更なし	代表取締役 鈴木 誠	さいたま市 大宮区北袋 町一丁目 602番 1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
㈱しまむら	代表取締役 北島 常好	さいたま市 北区宮原町 二丁目19番 4号	変更なし	代表取締役 鈴木 誠	さいたま市 大宮区北袋 町一丁目 602番 1号

3 変更の日

(1) 代表者については、令和 2年 2月21日

(2) 住所については、令和 3年 1月24日

4 変更した理由

代表者及び住所変更のため

5 届出の日

令和 4年 6月17日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 6月29日から同年10月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年10月31日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 6月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ千代田店

名古屋市中区千代田四丁目1301番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
マックスバ リュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区 篠ヶ瀬町 1295番地 1	変更なし	代表取締役 作道 政昭	変更なし

3 変更の日

令和 4年 5月24日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 6月17日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 6月29日から同年10月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年10月31日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 4 年 6 月 29 日懲戒処分に付した。

令和 4 年 6 月 29 日

名古屋市会議長 岩 本 たかひろ

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
市会事務局主事	免職	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号から 第 3 号まで